

【公布された条例等のあらまし】

徳島県漁業調整規則（規則第八十八号）

- 一 知事による漁業の許可に関し、次に掲げる事項について定めることとした。
 - 1 許可の対象となる漁業に関する事項
 - 2 許可又は起業の認可の申請等に関する事項
 - 3 資源管理の状況等の報告に関する事項
 - 4 許可証に関する事項
- 二 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置に関し、次に掲げる事項について定めることとした。
 - 1 水産動植物の採捕の許可、禁止等に関する事項
 - 2 有害物質の遺棄漏せつ及び砂れきの採取の禁止並びに岩礁破碎等の許可に関する事項
 - 3 試験研究等の適用除外に関する事項
 - 三 漁業の取締りに関する事項について定めることとした。
 - 四 その他所要の規定を設けることとした。
 - 五 この規則は、令和二年十二月一日から施行することとした。
- 六 徳島県内水面漁業調整規則は、廃止することとした。